

(別紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）					改正前（旧）				
食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）					食品表示基準について（平成27年3月30日消食表第139号）				
(総則関係)・(加工食品) (略)					(総則関係)・(加工食品) (略)				
(生鮮食品)					(生鮮食品)				
1・2 (略)					1・2 (略)				
3 表示の方式					3 表示の方式				
(1) 容器包装に入れられた生鮮食品の表示					(1) 容器包装に入れられた生鮮食品の表示				
生鮮食品の表示については、一部の事項を除き容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、容器包装の形状等により当該容器包装に直接表示することが困難な場合は、以下の箇所への表示をもって、容器包装への表示に代えることができることとする。					生鮮食品の表示については、一部の事項を除き容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装。以下同じ。）の見やすい箇所に表示することとされているが、容器包装の形状等により当該容器包装に直接表示することが困難な場合は、以下の箇所への表示をもって、容器包装への表示に代えることができることとする。				
① 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該容器包装に内封されている表示書					① 透明な容器包装に包装されている等、必要な表示事項が外部から容易に確認できる場合にあっては、当該容器包装に内封されている表示書				
なお、鶏の殻付き卵に関する賞味期限の表示については、表示書に代えて全ての卵の殻に直接印字することにより表示しても差し支えない。									
② 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあっては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等					② 容器包装に結び付ける等、当該容器包装と一体となっている場合にあっては、当該容器包装に結び付けられた札、票せん、プレート等				
(2)・(3) (略)					(2)・(3) (略)				
4 (略)					4 (略)				
(添加物)・(附則) (略)					(添加物)・(附則) (略)				
別添 添加物 1－1～別添 添加物 1－6 (略)					別添 添加物 1－1～別添 添加物 1－6 (略)				
別添 添加物 2－1 既存添加物名簿収載品目リスト					別添 添加物 2－1 既存添加物名簿収載品目リスト				
番	品名	簡略名又	基原・製法・本質	用途 備考	番	品名	簡略名又	基原・製法・本質	用途 備考

号	名称	別名	は類別名			
(略)						
28	イソマルトデキストラナーゼ			※ (令和3年1月14日以前に製造され、加工され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。)	酵素	Isomalto dextranase
(略)						
51	カキ色素 (カキの果実から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)		果実色素 フラボノイド フラボノイド色素	※ (令和3年1月14日以前に製造され、加工され、又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。)	着色料	Japanese persimmon colour
(略)						
※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。						
別添 添加物2－2 天然香料基原物質リスト						
基原物質名		別 名		備 考		
(略)						
ガラナ				Guarana		
カラバッシュナツメグ				Calabash nutmeg		
(略)						
ヨロイグサ				(略)		
(略)						
別添 添加物2－3～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)						

号	名称	別名	は類別名			
(略)						
28	イソマルトデキストラナーゼ			細菌 (Arthrobacter) の培養液より、水で抽出して得られたものである。	酵素	Isomalto dextranase
(略)						
51	カキ色素 (カキの果実から得られた、フラボノイドを主成分とするものをいう。)		果実色素 フラボノイド フラボノイド色素	カキノキ科カキ (Diospyros kaki THUNB.) の果実を発酵後、焙焼したものより、温時含水エタノールで抽出して得られたもの、又は温時弱アルカリ性水溶液で抽出し、中和して得られたものである。主色素はフラボノイドである。赤褐色を呈する。	着色料	Japanese persimmon colour
(略)						
※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。						
別添 添加物2－2 天然香料基原物質リスト						
基原物質名		別 名		備 考		
(略)						
カラバッシュナツメグ				Calabash nutmeg		
ガラナ				Guarana		
(略)						
ヨロイザク				(略)		
(略)						
別添 添加物2－3～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)						